

横浜関内関外地区活性化協議会 規約

平成24年12月6日制定
令和7年6月17日最近改正

(名称)

第1条 本会は、横浜関内関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は次のとおりとする。

横浜市中区本町6丁目50番の10（横浜市都市整備局内）

(目的)

第3条 協議会は、関内関外地区を中心に、みなとみらい21地区・横浜駅周辺地区と連携し、地域全体の活性化を持続可能なものとするために効果のある重点的な取組（以下「重点取組」という。）及び関内・関外地区活性化ビジョン（以下「ビジョン」という。）に関連する取組について、地域や企業、行政等が一体となって議論、情報共有し、あわせて、様々な主体が実施する具体的事業と適切かつ効果的に関わりを持って支援することで、地域の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、次の活動を行う。

- (1) 重点取組及びビジョンに関連する取組とその支援に関すること。
- (2) 協議会の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる団体、法人又は個人とする。

- (1) 関内関外地区並びに、みなとみらい21地区・横浜駅周辺地区において事業等を行い、同地区のまちづくりを推進する次の団体又は法人
 - ア 商店街等
 - イ まちづくり団体等
 - ウ 公共的・公益的な設備、施設又はサービスを整備又は提供する企業
 - エ 経済活動等を推進する非営利法人
 - オ アからエに類する団体又は法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、関内関外地区並びに、みなとみらい21地区・横浜駅周辺地区の活性化に特に貢献しているとして協議会が認めた者

- 2 協議会は、前項に掲げる団体、法人又は個人で協議会が必要であるとして協議会の会議（以下「会議」という。）において議決を得たものを会員とすることができる。
- 3 会員として入会しようとする者は、会員加入申込書（第1号様式）を提出し、会議で議決を得なければならない。
- 4 協議会の特別会員または賛助会員が第1項に掲げる団体、法人又は個人である場合、会議において議決を得ることで会員とすることができる。

（特別会員）

第6条 協議会の特別会員は、次に掲げる団体又は法人とする。

- (1) 関内関外地区並びに、みなとみらい21地区・横浜駅周辺地区において事業等を行い、同地区のまちづくりの推進に関連する、次の団体又は法人
 - ア まちづくり団体等
 - イ 公共的・公益的な設備、施設又はサービスを整備又は提供する企業
 - ウ 経済活動等を推進する非営利法人
 - エ アからウに類する団体又は法人

(2) 地方公共団体

- 2 協議会は、前項に掲げる団体又は法人等で協議会が必要であるとして会議において議決を得たものを特別会員とすることができる。
- 3 特別会員は、会議における議決権は有しない。
- 4 特別会員として入会しようとする者は、特別会員加入申込書（第2号様式）を提出し、会議で議決を得なければならない。

（賛助会員）

第7条 協議会の賛助会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の取組を支援し、協力しようとする団体又は法人とする。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員加入申込書（第3号様式）を提出し、会議で議決を得なければならない。
- 3 賛助会員は、会議における議決権は有しない。
- 4 協議会は、賛助会員が第1項の主旨に反すると認めるときは、当該賛助会員を退会させることができる。

（役員）

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- 2 会長は、会議の議決により会員の中から決定する。
- 3 副会長は、会員又は特別会員の中から会長が選出し、会議の議決により決定する。

4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監査役)

第9条 協議会に監査役を置く。

- 2 監査役は、3名以内とする。
- 3 監査役は、会議の議決により決定する。
- 4 監査役任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が選出し、会議の議決により決定する。
- 3 顧問任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第12条 会議（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。）は、会員をもって構成する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長を議長とする。
- 3 会議は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議決は、出席会員の3分の2以上で決する。
- 5 必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の会員又は第三者の権利又は利益若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 7 会議は、次の事項を決する。
 - (1) 規約の改廃定に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) 会員、特別会員及び賛助会員の入退会等に関する事。
 - (4) 役員選任及び解任に関する事。
 - (5) 監査役選任及び解任に関する事。
 - (6) 顧問選任及び解任に関する事。
 - (7) 重点取組検討部会等の設置及び廃止に関する事。
 - (8) 事務局の設置等に関する事。

(9) 予算及び決算に関すること。

(10) その他執行部会で必要と認められた事項

8 会長が前項の事項につき提案した場合において、その提案につき、会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、会議の議決があったものとみなす。この場合においては、第3項及び第4項の規定を準用することとし、第3項中「会員総数の過半数の出席」とあるのは、「会員総数の過半数の書面又は電磁的記録の提出」と読み替え、第4項中「出席会員の3分の2以上」とあるのは、「提出された書面又は電磁的記録の3分の2以上」と読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(執行部会)

第13条 会議における協議の円滑化及び地区内外におけるまちづくりの動向に係る建設的な意見交換のため、協議会に執行部会を置く。

2 執行部会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長

(2) 会長が指名し、執行部会の構成員の同意を得た者

3 執行部会は、次の事項を行う。

(1) 会議の運営の決定

(2) 要領及び規程の改廃定

(3) 協議会の事業執行の決定

4 執行部会の会議は原則として非公開とする。

5 執行部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(重点取組検討部会等)

第14条 第4条第1号に関する調査、検討を行うため、会議の議決により、重点取組検討部会等を置くことができる。

2 重点取組検討部会等の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長が選出し、会議の議決により決定する。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 事業等にかかる会計事務は事務局が行う。

3 事務局は、会計年度ごとに協議会の当該年度の会計について監査役の監査

を受けなければならない。

4 前項の監査の結果は監査役が会議で報告する。

(解散)

第17条 協議会を解散する場合は、会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会を解散する場合は、解散の日をもって決算する。

3 本規約は、第1項の協議会の解散をもって廃止する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(第1号様式)

年 月 日

横浜関内関外地区活性化協議会会員加入申込書

横浜関内関外地区活性化協議会 御中

申込者

印

横浜関内関外地区活性化協議会規約第5条第3項の規定に基づき、下記の通り会員として入会を申し込みます。

団体・会社名	フリガナ		
所在地・連絡先	〒		
	電話番号 ()	FAX番号 ()	
ホームページアドレス			
担当者	部署・役職名	フリガナ	
		氏名	
	Eメールアドレス		
	住所・連絡先 (上記所在地・連絡先と異なる場合のみご記入ください)		
	〒		
	電話番号	FAX番号 ()	
入会を希望する理由			

(第2号様式)

年 月 日

横浜関内関外地区活性化協議会特別会員加入申込書

横浜関内関外地区活性化協議会 御中

申込者

印

横浜関内関外地区活性化協議会規約第6条第4項の規定に基づき、下記の通り特別会員として入会を申し込みます。

団体・会社名	フリガナ		
所在地・連絡先	〒		
	電話番号 ()	FAX番号 ()	
ホームページアドレス			
担当者	部署・役職名	フリガナ	
		氏名	
	Eメールアドレス		
	住所・連絡先 (上記所在地・連絡先と異なる場合のみご記入ください)		
	〒		
	電話番号	FAX番号 ()	
入会を希望する理由			

(第3号様式)

年 月 日

横浜関内関外地区活性化協議会賛助会員加入申込書

横浜関内関外地区活性化協議会 御中

申込者

印

横浜関内関外地区活性化協議会規約第7条第2項の規定に基づき、下記の通り賛助会員として入会を申し込みます。

団体・会社名	フリガナ		
所在地・連絡先	〒		
	電話番号 ()	FAX番号 ()	
ホームページアドレス			
担当者	部署・役職名	フリガナ	
		氏名	
	Eメールアドレス		
	住所・連絡先 (上記所在地・連絡先と異なる場合のみご記入ください)		
	〒		
	電話番号 ()	FAX番号 ()	
入会を希望する理由 (必要に応じ別紙を添付してください)			
支援・協力したい協議会の取組			
支援・協力の具体的内容 (必要に応じ別紙を添付してください)			

横浜関内関外地区活性化協議会 運営要領

平成24年12月6日制定
令和7年6月17日最近改正

横浜関内関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第12条第10項に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）運営に必要な事項を次のとおり定める。

- 1 協議会の会長は、会議を招集するときは、あらかじめ会議の開催場所（WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法）及び開催日時並びに会議に付すべき事項を協議会の会員に通知するものとする。
- 2 会議の議事進行は、議長が行うものとする。
- 3 会議の議事について、議事録を作成するものとする。
- 4 緊急を要するときは、書面のやりとりによって会議の議決を行うことができるものとする。

横浜関内関外地区活性化協議会 規程

平成27年3月26日制定
令和7年6月17日最近改正

横浜関内関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第5項に基づき、執行部会について、次のとおり定める。

- 1 執行部会には、リーダーを1名置く。
- 2 リーダーは、執行部会員の中から互選により選出する。
- 3 リーダーは、執行部会を代表し、会務をとりまとめる。
- 4 執行部会は、リーダーが招集し、リーダーを議長とする。

横浜関内関外地区活性化協議会重点取組検討部会 規程

令和4年3月22日制定

令和7年6月17日最近改正

横浜関内関外地区活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第2項に基づき、重点取組検討部会（以下「部会」という。）について次のとおり定める。

- 1 部会の構成員は、協議会会員、特別会員及び賛助会員のうち、有志の者とする。
- 2 重点取組を推進するにあたり、必要に応じて学識者等に参画してもらうことができることとする。
- 3 その他、部会の組織、運営等において必要な事項は、部会において別に定める。